電気コーヒーメーカー事件の判例評釈

数値範囲と動作条件の充足性及び均等論の意識的除外

知財高判令和8年8月27日　令和8年（ネ）第10023号

改訂日　2026年11月2日

GPT-6 Astra

本判決は、数値範囲と動作条件を組み合わせたクレームの充足性と、補正・意見書によって形成された意識的除外の範囲について、実務上示唆のある事例判決である。結論には賛成するが、その射程は具体的なクレーム、出願経過及び被告製品の構成に即して限定的に理解すべきである。[1]

数値限定については、90〜100℃という範囲への包含だけでなく、沸騰前にヒータを停止し、スチーム圧力を発生させないという動作条件も満たす必要がある。均等論については、吊下げ構成を追加した補正と、底全面を給湯孔に利用できるという意見書の説明を併せて評価し、底面に接触して固定されたヒータの構成が意識的に除外されたと判断した。射程の検討には、控訴審の補充説示に加え、引用された原判決の、吊下げと異なる構成を広く除外する文言も考慮する必要がある。[1]（5〜7頁）[4]（52〜53頁）

以下では、ユニアス国際特許事務所・小島香奈子弁理士の評釈[2]と弁理士法人NTの評釈[3]を踏まえ、原審判決[4]及び均等論に関する主要判例との関係を検討する。判決の認定・判示と、本評釈の評価・提案は区別して記載する。

1 対象事件と審理の範囲

本件は、発明の名称を「電気コーヒーメーカー」とする特許第6376369号及び第6593723号に係る特許権者が、株式会社千石及び日本エー・アイ・シー株式会社に対し、被告製品の輸入・製造・販売等の差止め、製品及び金型の廃棄並びに3,000万円等の支払を求めた事件である。知財高裁は、請求を全部棄却した大阪地裁判決に対する控訴を棄却した。[1]（1〜2頁）[4]（1〜3頁）

本件の敗訴理由は、控訴審が追加して説明した二つの論点だけではない。 控訴審は、原判決第4の42頁18行目から53頁14行目までを、争点1－4（48頁18行目〜50頁12行目）及び争点2－2（50頁13行目〜51頁10行目）を除いて引用している。高地実験の評価、熱時定数の公式に関する判断及び本件発明2の均等第5要件の判断も、この引用により維持されている。全体像は次のとおりである。[1]（5頁）[4]（42〜53頁）

対象	判断の要点	評釈上の留意点
本件発明1 D－1	沸騰前のヒータ停止等を充足しない	90〜100℃という数値だけでは判断できない
本件発明1 I－1	工程終了後に残湯があり非充足	D－1とは別個の非侵害理由

対象	判断の要点	評釈上の留意点
本件発明2 H－2に関する均等	底面に接触・固定されたヒータは意識的除外に当たり、第5要件を欠く	補正と意見書を併せて評価
本件発明2 I－2	工程終了後に残湯があり非充足	ヒータの均等論を克服しても残る問題

原審は、被告製品に約9mLの湯が残ることからI－1及びI－2の充足性も否定しており、この判断は控訴審の引用対象に含まれる。したがって、意識的除外に関する判断だけを解消すれば侵害が成立する事案ではない。特許の無効理由については判断するまでもなく請求が棄却されているため、本判決を特許の有効性を肯定した判決と読むこともできない。[1]（5頁）[4]（42～43頁、47～48頁、51～52頁）

なお、控訴人は控訴審で、本件発明1の均等侵害の主張と、H－2の文言充足の主張を撤回している。原審におけるこれらの判断と、控訴審が維持・補充した判断は区別する必要がある。[1]（2～3頁、5頁）

2 数値範囲と動作条件の充足性

文言侵害に関する判断では、D－1を一体的な動作条件として把握した点が妥当である。D－1には、①湯温度90～100℃、②スチーム発生前のヒータ停止、③スチーム圧力を発生させないことが組み合わされている。したがって、被告製品が97℃で停止するという事実だけでは、構成要件全体を充足したことにならない。[1]（5頁）[2]（1頁）

控訴人は標高892m、気圧915hPaの環境で行った実験を援用したが、判決によれば、その実験では97℃で既に沸騰していた。控訴審は、控訴人の実験結果によっても沸騰前に停止する条件を満たさないと判断した。[1]（4～5頁）

この判断は、数値範囲への包含と、同じ構成要件に記載された時間的・機能的条件の充足を、別々に確認したものと理解すべきである。制御装置、加熱工程、化学プロセス等において、設定値や到達値だけを対比するクレームチャートでは不十分であることを示している。

控訴審が「スチーム」を沸騰による水蒸気として理解したことも合理的である。クレームに明記されたヒータ停止との関係から、語の技術的意味を確定した解釈と評価できる。[1]（5頁）

ユニアス評釈は、高地実験を通常の使用法に沿った測定試験として採用しなかった原審の判断と、その実験結果を前提にしても非充足であるとした控訴審の説明を対比し、後者をより説得的と評価する。[2]（4頁）ただし、判決の構造としては、控訴審が原審の不採用判断を置き換えたのではない。控訴審は、原判決46頁の「通常の使用法に沿った測定試験としては採用できない」とする判断を引用して維持した上で、控訴人の実験結果によってもD－1を充足しないとの補充判断を加えている。[1]（5頁）[4]（46頁）

本評釈としては、この補充判断により、実験条件の適切性に関する議論だけに依存せず、控訴人の提示した条件の下でも非充足となることが示された点を評価する。家庭用という用途から

使用環境をどこまで限定できるかは検討の余地があるが、本判決が高地試験の一般的な適切性を承認したとはいえない。原審の不採用判断の維持と、実験結果を仮に前提とした場合の非充足判断とを区別して読むべきである。[1]（5頁）[4]（46〜47頁）

3 センサ検知値と実測値

制御上の検知値と、クレームが対象とする物理量を区別したことが重要である。 判決は、被告製品のサーミスタが97℃を検知してヒータを停止する際、実際の湯温は100.7℃であったと認定した。センサの応答遅れやボイラー内圧の上昇は、この認定との整合性を支える事情とされている。[1]（5〜6頁）

熱時定数が存在することから直ちに3.7℃の差が理論的に証明されるわけではない。判決は実測結果を基礎に、検知値と湯温が一致するという控訴人の推論を退けたものと理解すべきである。[1]（5〜6頁）

公式の適用が不適切である理由も、原判決が既に説示している。原判決は、湯温とサーミスタの検知温度の双方が時間とともに上昇することを踏まえ、基本的に経時的な温度変化を前提としない場合に妥当する公式を用いた推論は、被告製品のサーミスタの検知温度（理論値）の算出方法として必ずしも相当ではないとした。[4]（46〜47頁）控訴審も、「同公式は、経時的な温度変化を前提にしないものであるから、本件には適切でない」と述べる。[1]（6頁）問題となっているのは、公式に時間変数が含まれるかどうかではなく、湯温自体が変化する本件の過程に当該公式を適用することの妥当性である。

立証実務では、制御閾値、検知温度、実際の湯温、測定位置、測定器の応答性、停止時刻、沸騰開始時刻を対応づける必要がある。本件は、仕様書上の制御値を、そのまま侵害判断上の実測値として扱う危険を示した事例である。

4 補正と意見書に基づく意識的除外

追加した構成と、その構成に与えた技術的意味が一致していることが、意識的除外の判断の核心である。 本件特許2では、拒絶理由通知に対し、中空に吊り下げられたヒータ等をクレームに追加するとともに、意見書で、吊下げ構成によってボイラー底全面を給湯孔のために使用でき、構成が簡単になる旨を説明した。[1]（6〜7頁）

出願時の行為及び説明	権利範囲について生じる意味
ヒータの吊下げ構成をクレームに追加	ヒータの配置・支持態様を限定
底全面を給湯孔に利用できると説明	底面をヒータで占有しないことに技術的意義を付与
引用例との差異として説明し特許査定に至る	底面に接触・固定する構成との区別が外形的に明確化
被告製品は底面に接触・固定	出願経過で区別された側に位置づけられる

このような経過では、出願人の内心として除外するつもりはなかったと述べるだけでは足りない。補正・意見書を読む第三者から、どの構成を権利範囲外とする行動が示されたと理解されるかが問題になる。上表は、判決の認定を踏まえた本評釈の整理である。[1]（6〜7頁）

この判断は、ボールスプライン事件最高裁判決が示した、権利範囲外であることを承認し、又は外形的にそのように解される行動をとった後に、反対の主張をすることは許されないという禁反言の考え方に沿っている。[5]（4頁）

マキサカルシトール事件最高裁判決は、出願時に容易に想到できた代替構成をクレームに記載しなかっただけでは、意識的除外等の特段の事情にならないとした。他方、代替構成を認識しながら、あえて記載しなかった旨を客観的・外形的に表示した場合には、特段の事情を認め得るとしている。[6]（4〜7頁）

本件は、拒絶理由対応において特定構成を追加し、その構成と結びついた利点を積極的に説明した事案として位置づけられる。マキサカルシトール最高裁判決が扱った出願時の不記載の類型と、本件の審査過程における行為の類型を区別した上で、両者に共通する第三者の信頼保護という根拠を理解するのが適切である。[1][6]

もっとも、本判決から、減縮補正をすればその外側はすべて意識的除外になるという一般則を導くことはできない。本件では、追加された構成、意見書で述べた利点、被告製品との相違が具体的に結びついている。補正があったことと、特許査定に至ったことだけを取り出して、第5要件を否定するのは論理の飛躍である。

5 判旨の射程と均等各要件の関係

控訴審の補充説示は、「少なくとも、ヒータがボイラーの底面に接触して固定されている構成」を意識的除外の対象とする。[1]（7頁）しかし、この「少なくとも」だけを根拠として、除外範囲が当該構成に限定されたと解することはできない。控訴審が引用した原判決は、ヒータの位置を中空に吊り下げられた構成に限定した上で、「これと異なる構成、とりわけヒータがボイラー容器の底面に固定されている構成」は、底全面を給湯孔に使用できる構成と相いれないため意識的に除外されたと判示している。[4]（52〜53頁）引用されたこの広い文言も本判決の理由を構成する以上、吊下げ以外の構成を広く除外したとの読みには根拠がある。

本評釈は、それでも他の支持構造への一般化には慎重であるべきだと考える。その理由は「少なくとも」という語だけではなく、原判決の広い除外文言も、補正の内容及び底全面を給湯孔に利用できるという意見書の説明との不整合を根拠としているからである。したがって、別の構成については、吊下げとの形式的な相違に加え、その構成が出願経過で示された技術的な区別とどのような関係に立つかを検討する必要がある。この限定的理解は本評釈の評価であり、控訴審が原判決の広い文言を撤回した、又は底面固定以外の構成を均等範囲に残すと明示したという趣旨ではない。[1]（6〜7頁）[4]（53頁）

例えば、側壁から支持して底面を空けた構成、底面から離間した支持構成、底面のごく一部だけを支持部が占有する構成は、射程を検討するための仮例である。これらについては、まず吊下げという文言との関係を確かめ、文言上外れるなら、補正及び意見書から導かれる除外範囲

と均等の各要件を個別に検討する必要がある。本判決の広い文言が主張され得ることを踏まえつつ、未判断の構成の結論まで本判決から当然に導くことは避けるべきである。

また、控訴人の、吊下げか底面固定かは設計事項であり本質的部分に関する差異ではないとの主張と、第5要件とは判断の次元が異なる。この主張は控訴審判決4頁に記載され、6頁の判断部分でも取り上げられている。[1]（4頁、6頁）

要件	判断する事項	本件での位置づけ
第1要件	相違部分が発明の本質的部分に関わるか	技術的思想と従来技術との関係から検討
第3要件	置換を容易に想到できるか	設計変更の容易さが関係し得る
第5要件	出願経過等により均等の主張が排除されるか	本件の均等否定を支える決定的理由

設計変更が容易であることだけで、非本質性まで当然に証明されるわけではない。さらに、第1・第3要件を満たすとしても、第5要件による排除は成立し得る。本判決は第5要件によって判断しており、吊下げ構成が発明の本質であると判示したものでも、非本質的であると認めたものでもない。[1]（6〜7頁）[5]（3頁）

主張立証責任について、マキサカルシトール事件知財高裁大合議判決は、第1〜第3要件について均等を主張する側、第4・第5要件について均等の適用を否定する側に負担を配分した。被告側としては補正の存在を指摘するだけでなく、除外された構成と対象製品との対応を具体化することが重要である。[7]（48〜49頁）

本質的部分は、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分として把握される。したがって、ある部材の取付方法を一般論として設計事項と評価することと、対象発明における相違部分の非本質性を立証することは同一ではない。[7]（49〜50頁）

6 二つの評釈との比較

二つの評釈は、いずれも出願段階の説明が権利行使に与える影響を適切に指摘している。専門家向けの実務指針としては、次の視点を加えることで、その意味が一層明確になる。[2] [3]

評釈	評価できる指摘	付加すべき視点
ユニアス 小島香奈子弁理士	控訴人の高地実験によっても非充足となるとの補充説明の説得力。意見書の主張を必要最小限にする重要性	原審の試験不採用判断は引用・維持されている。残湯の非充足及び均等第5要件の広い除外文言も引用対象である
弁理士法人NT	作用効果を過度に記載することへの注意	記述量に加え、特定構成と利点を結びつけることで、どの代替構成が排除されるかを点検する

意見書で作用効果を詳しく論じること自体を避けるという教訓では、進歩性の立証を弱めかねない。**管理すべきなのは、説明によって形成される権利範囲の境界である。** 本件であれば、底全面を使用できるという利点を特許性の根拠として強く主張する前に、底面の一部を利用する

競合構成まで将来捕捉したいのか、別の相違点で拒絶理由を克服できるのか、当初開示の範囲で別のクレームを確保できるのかを検討することが望ましかった。

この提案は、判決認定を踏まえた一般的な実務上の検討事項である。本件で別の応答方針を採用すれば権利化できたとまで評価するものではない。

7 出願と権利行使への示唆

出願時及び中間処理では、次の四点を確認することが実践的である。

第一に、構成と効果を対応づける。 複数の構成に共通する効果と、特定の実施形態だけの効果を区別する。広く確保したい技術的思想を、特定の支持態様だけの利点で説明していないかを点検する。

第二に、補正案ごとに除外範囲を点検する。 競合の想定構成を並べ、どれが文言上外れ、意見書の説明によってさらに均等主張が難しくなるかを確認する。補正の文言と意見書の論理を一体で評価する。

第三に、明細書の開示とクレーム設計を連動させる。 代替構成を開示しただけで安心せず、上位概念や別請求項による保護を検討する。開示と不記載の組合せ自体が第5要件の問題を生む可能性にも留意する。[6]（6頁）

第四に、絶対的な表現には測定・評価基準を伴わせる。 「発生させない」「残らない」「全面」といった表現について、技術的意味、許容範囲、確認方法を出願時に検討する。曖昧な表現への置換ではなく、意図する範囲を技術的に説明できる記載が必要である。

第四の点は、約9mLの残湯によるI－1・I－2の非充足にも直結する。もっとも、本件から、あらゆる特許で微量の付着水まで一律に残湯とされると一般化することは適切ではない。本件のクレーム・明細書・証拠の下で、約9mLの残存を許容する解釈が採用されなかったという範囲で理解すべきである。[4]（47～48頁、51～52頁）

さらに、本件特許2では、同じ拒絶理由への対応で、ヒータの中空吊下げと、工程終了時に残湯が残らないようにするI－2の限定が同時に追加された。[4]（52～53頁）前者は意見書の説明と相まって均等第5要件による排除につながり、後者は約9mLの残湯による文言非充足という別個の障害となった。[4]（51～53頁）一つの補正による複数の限定は、それぞれ異なる経路で権利行使を妨げ得る。補正案の評価では、追加事項ごとに文言充足の立証可能性と、意見書の説明が将来の均等主張に及ぼす影響を併せて点検すべきである。

権利行使前の調査では、文言充足、均等、出願経過及び実測結果を、構成要件ごとに一つの対比表へ集約することが有効である。本件のように非充足理由が複数存在する場合、温度やヒータ支持構造という目立つ争点に注力しても、残湯という別の限定が請求を阻むためである。均等論の検討でも、相違点ごとに主張を整理し、対象製品全体について侵害の成立を妨げる要素が残っていないかを確認する必要がある。

参考文献

本文中の上付き引用番号は下記文献に対応する。頁は判決PDFの本文頁を基本とし、評釈は提供PDFの通し頁を示す。ウェブ資料の最終確認日は、いずれも2026年11月2日。

[1] 知的財産高等裁判所第1部「特許権侵害差止等請求控訴事件」令和8年8月27日判決、令和8年（ネ）第10023号。電気コーヒーメーカー事件。原審・大阪地方裁判所令和6年（ワ）第2606号。裁判所ウェブサイト掲載判決全文、8頁。主な参照箇所：2〜3頁（主張撤回と争点）、4頁・6頁（控訴人の主張）、5頁（原判決の引用）、5〜6頁（D－1）、6〜7頁（均等第5要件）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-96986.pdf

[2] 小島香奈子「令和8年（ネ）第10023号『電気コーヒーメーカー』事件」ユニアス国際特許事務所・判例研究、2026年10月26日掲載。提供PDFは4頁。主な参照箇所：1〜2頁（クレーム）、2〜3頁（原判決の紹介）、4頁（コメント）。

https://unius-pa.com/infringement_lawsuit/10704/

[3] 弁理士法人NT「意識的除外」同法人ブログ、2026年9月15日付。提供PDFは6頁、本文は1〜2頁。主な参照箇所：冒頭の実務上のコメント及び本件判決要旨。

https://nt-patent.com/意識的除外/

[4] 大阪地方裁判所第26民事部「特許権侵害差止等請求事件」令和8年2月9日判決、令和6年（ワ）第2606号。裁判所ウェブサイト掲載判決全文、63頁（別紙を含む）。主な参照箇所：42〜43頁（判断の大要）、43〜47頁（D－1）、47〜48頁（I－1）、51〜52頁（I－2）、52〜53頁（補正の内容及び均等第5要件）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95528.pdf

[5] 最高裁判所第三小法廷平成10年2月24日判決、平成6年（オ）第1083号、民集52巻1号113頁。ボールスプライン軸受事件。裁判所ウェブサイト掲載判決全文、7頁。主な参照箇所：3頁（均等の5要件）、4頁（禁反言の根拠）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-52790.pdf

[6] 最高裁判所第二小法廷平成29年3月24日判決、平成28年（受）第1242号、民集71巻3号359頁。マキサカルシトール事件。裁判所ウェブサイト掲載判決全文、9頁（別紙を含む）。主な参照箇所：4〜7頁（単なる不記載と客観的・外形的な表示の区別）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86634.pdf

[7] 知的財産高等裁判所特別部平成28年3月25日判決、平成27年（ネ）第10014号。マキサカルシトール事件大合議判決。知的財産高等裁判所ウェブサイト掲載判決全文。主な参照箇所：47〜49頁（均等の5要件と主張立証責任）、49〜50頁（本質的部分）、71〜74頁（第5要件）。

https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/file/27ne10014.pdf